



岐阜市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3月31日

岐阜市長

柴橋正直

岐阜市条例第27号

岐阜市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 岐阜市立学校設置条例（昭和39年岐阜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																				
(名称及び位置)	(名称及び位置)																				
第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。																				
<table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>岐阜市立藍川</td> <td>岐阜市加野三丁目3番5</td> </tr> <tr> <td>北中学校</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	位置	(略)	(略)	岐阜市立藍川	岐阜市加野三丁目3番5	北中学校	号	(略)	(略)	<table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>岐阜市立藍川</td> <td>岐阜市加野二丁目23番1</td> </tr> <tr> <td>北中学校</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	位置	(略)	(略)	岐阜市立藍川	岐阜市加野二丁目23番1	北中学校	号	(略)	(略)
名称	位置																				
(略)	(略)																				
岐阜市立藍川	岐阜市加野三丁目3番5																				
北中学校	号																				
(略)	(略)																				
名称	位置																				
(略)	(略)																				
岐阜市立藍川	岐阜市加野二丁目23番1																				
北中学校	号																				
(略)	(略)																				

第2条 岐阜市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目を削り、次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加表細目を除く。）を加える。

改正後	改正前				
(設置)	(設置)				
第1条 本市に学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、幼稚園、小学校、 <u>中学校、義務教育学校、</u> 高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）を設置する。	第1条 本市に学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、幼稚園、小学校、 <u>中学校、</u> 高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）を設置する。				
(名称及び位置)	(名称及び位置)				
第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。				
<table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> </table>	名称	位置	<table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> </table>	名称	位置
名称	位置				
名称	位置				

<u>1 幼稚園</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)
岐阜市立岐阜東幼稚園	岐阜市水海道一丁目16番13号	岐阜市立岐阜東幼稚園	岐阜市水海道一丁目16番13号
<u>2 小学校</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)
岐阜市立城西小学校	岐阜市則武西一丁目8番1号	岐阜市立城西小学校	岐阜市則武西一丁目8番1号
		<u>岐阜市立藍川小学校</u>	<u>岐阜市加野三丁目3番5号</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
岐阜市立柳津小学校	岐阜市柳津町丸野一丁目1番地	岐阜市立柳津小学校	岐阜市柳津町丸野一丁目1番地
<u>3 中学校</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)
岐阜市立岐阜西中学校	岐阜市川部三丁目30番地	岐阜市立岐阜西中学校	岐阜市川部三丁目30番地
		<u>岐阜市立藍川北中学校</u>	<u>岐阜市加野三丁目3番5号</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
岐阜市立草潤中学校	岐阜市金宝町四丁目1番地	岐阜市立草潤中学校	岐阜市金宝町四丁目1番地
<u>4 義務教育学校</u>			
<u>岐阜市立藍川北学園</u>	<u>岐阜市加野二丁目23番1号</u>		
<u>5 高等学校</u>			
岐阜市立岐阜商業高等学校	岐阜市鏡島南二丁目7番1号	岐阜市立岐阜商業高等学校	岐阜市鏡島南二丁目7番1号
<u>6 特別支援学校</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)

第3条 岐阜市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目を削り、次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
1 (略)		1 (略)	
2 小学校		2 小学校	
(略)	(略)	(略)	(略)
岐阜市立長森西小学校	岐阜市北一色五丁目5番1号	岐阜市立長森西小学校	岐阜市北一色五丁目5番1号
		<u>岐阜市立芥見東小学校</u>	<u>岐阜市大洞桜台一丁目2番地</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
3 中学校		3 中学校	
(略)	(略)	(略)	(略)
岐阜市立陽南中学校	岐阜市六条東一丁目1番1号	岐阜市立陽南中学校	岐阜市六条東一丁目1番1号
		<u>岐阜市立藍川東中学校</u>	<u>岐阜市大洞紅葉が丘六丁目22番地3</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
4 義務教育学校		4 義務教育学校	
岐阜市立藍川北学園	岐阜市加野二丁目23番1号	岐阜市立藍川北学園	岐阜市加野二丁目23番1号
<u>岐阜市立藍東学園</u>	<u>岐阜市大洞桜台一丁目2番地</u>		
5・6 (略)		5・6 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和6年4月1日から、第2条及び附則第3項から第6項までの規定は令和7年4月1日から、第3条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例の一部改正)

- 2 岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例（昭和44年岐阜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）

を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>岐阜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 教育委員会の諮問機関として、<u>岐阜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立の小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>の通学区域の設定又は変更に関する事項の調査及び審議を<u>行い</u>、その意見を答申する。</p>	<p><u>岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 教育委員会の諮問機関として、<u>岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立の小学校及び<u>中学校</u>の通学区域の設定又は変更に関する事項の調査及び審議を<u>行ない</u>、その意見を答申する。</p>

(岐阜市立学校等体育施設開放使用料徴収条例の一部改正)

- 3 岐阜市立学校等体育施設開放使用料徴収条例（平成19年岐阜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校 本市が設置する小学校、中学校、<u>義務教育学校及び特別支援学校</u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名称</td> <td>所管</td> <td>使用料</td> </tr> </table>	施設名称	所管	使用料	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校 本市が設置する小学校、中学校及び<u>特別支援学校</u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名称</td> <td>所管</td> <td>使用料</td> </tr> </table>	施設名称	所管	使用料
施設名称	所管	使用料					
施設名称	所管	使用料					

運動場	小学校、中学校、義務教育学校及び教育研究所	(略)	運動場	小学校、中学校及び教育研究所	(略)
武道場	中学校及び義務教育学校		格技場	中学校	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

(岐阜市学校給食共同調理場条例の一部改正)

- 4 岐阜市学校給食共同調理場条例（平成22年岐阜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目を削る。

改正後	改正前																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 学校給食共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 学校給食共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>岐阜市長良中学校給食共同調理場</td> <td>岐阜市長良福光2,070番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	位置	(略)	(略)	岐阜市長良中学校給食共同調理場	岐阜市長良福光2,070番地	(略)	(略)	<table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>岐阜市長良中学校給食共同調理場</td> <td>岐阜市長良福光2,070番地</td> </tr> <tr> <td><u>岐阜市藍川北中学校給食共同調理場</u></td> <td><u>岐阜市加野二丁目23番1号</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	位置	(略)	(略)	岐阜市長良中学校給食共同調理場	岐阜市長良福光2,070番地	<u>岐阜市藍川北中学校給食共同調理場</u>	<u>岐阜市加野二丁目23番1号</u>	(略)	(略)
名称	位置																		
(略)	(略)																		
岐阜市長良中学校給食共同調理場	岐阜市長良福光2,070番地																		
(略)	(略)																		
名称	位置																		
(略)	(略)																		
岐阜市長良中学校給食共同調理場	岐阜市長良福光2,070番地																		
<u>岐阜市藍川北中学校給食共同調理場</u>	<u>岐阜市加野二丁目23番1号</u>																		
(略)	(略)																		

(岐阜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 5 岐阜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校(義務教育学校の前期課程を含む。第19条及び第21条において同じ。)</u>に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校</u>に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>
---	---

(岐阜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

6 岐阜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和61年岐阜市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、<u>岐阜市立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、大学及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)</u>の法第3条に規定する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、岐阜市立の小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、大学及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の法第3条に規定する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>